

令和8年度版

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
鶴岡市立藤島中学校

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
①	組織的な指導体制の確立	
②	関係機関との連携	
③	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のために実施する施策	3
(1)	いじめ対策会議の設置（常設）	3
①	目的	
②	構成	
③	連携体制	4
(2)	いじめ防止への具体的な取り組み	5
①	授業改善に関わる取り組み	
②	道徳教育や人権教育等の充実	
③	自己有用感や自己肯定感を育む取り組み	
④	生徒会の取り組み	
⑤	情報モラル教育の充実	
⑥	アンケートや教育相談	
⑦	校内研修の実施	
⑧	家庭や地域との連携	
⑨	いじめ防止プログラム（年間計画）	
(3)	いじめ発生時の対応	6
2	重大事態への対処	7
(1)	重大事態の発生と報告	7
①	重大事態の意味	
②	重大事態の報告	
(2)	重大事態の調査	7
(3)	調査結果の提供及び報告	7
①	いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供	
②	調査結果の報告	
第3	その他いじめの防止等のための取り組みに関する事項	
1	学校いじめの防止基本方針の公表	7
2	主な相談機関の案内	8

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

(2) いじめの早期発見

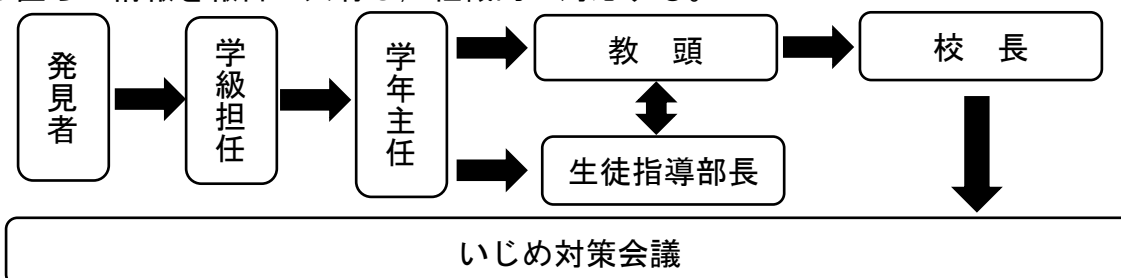
生徒の小さな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずにいじめを見逃したり、気付किながら見逃したり、相談を受けながら対応を先送りにしたりすることがないように注意する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ対策会議」を組織する。発見・通報を受けた「いじめ対策会議」は直ちに情報を報告・共有し、組織的に対応する。



② 関係機関との連携

深刻ないじめを認知した際、校長は鶴岡市教育委員会に報告する。

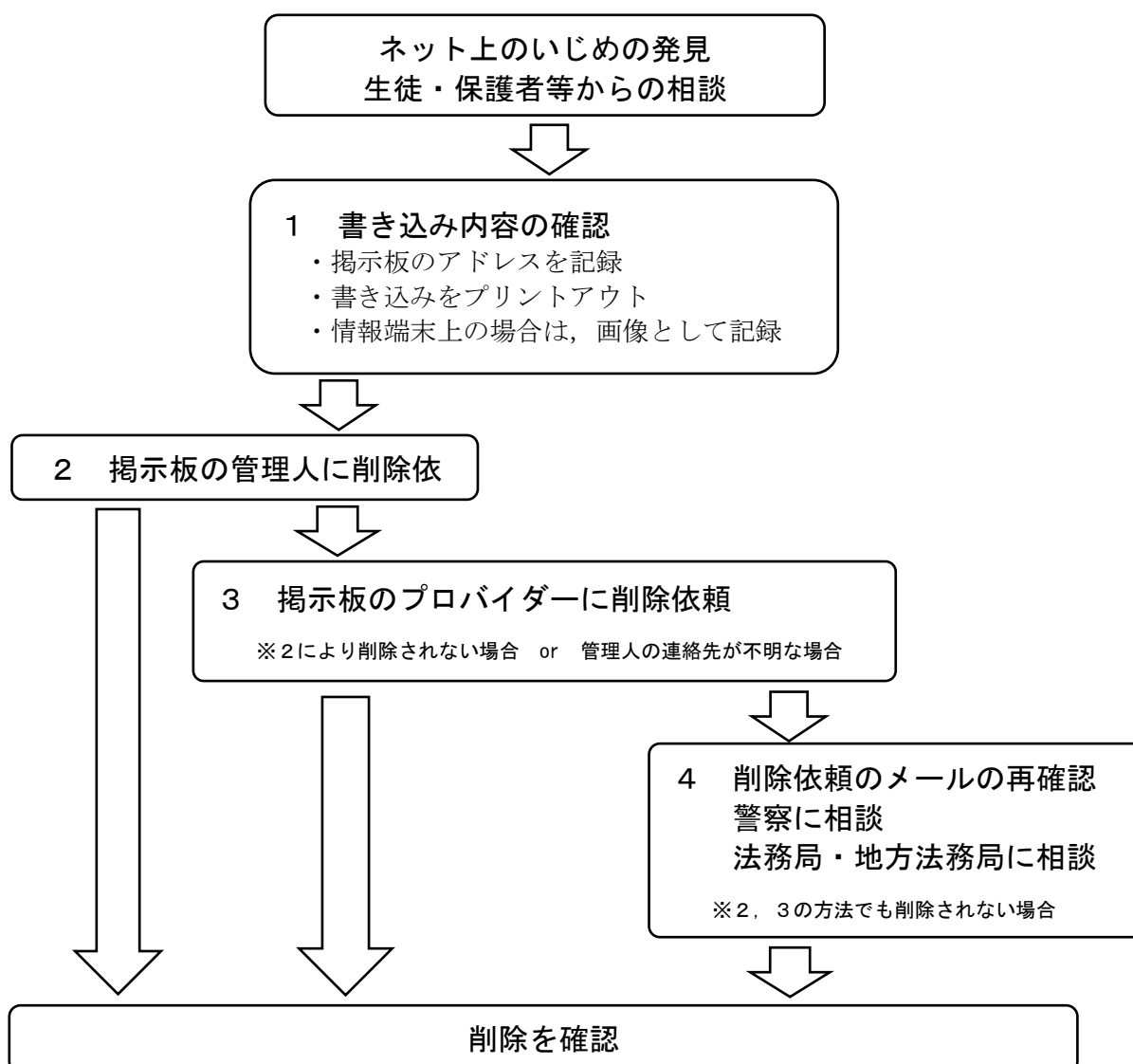
いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、鶴岡警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、鶴岡市教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

誹謗・中傷の削除の流れ



第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ対策会議の設置（常設）

① 目的

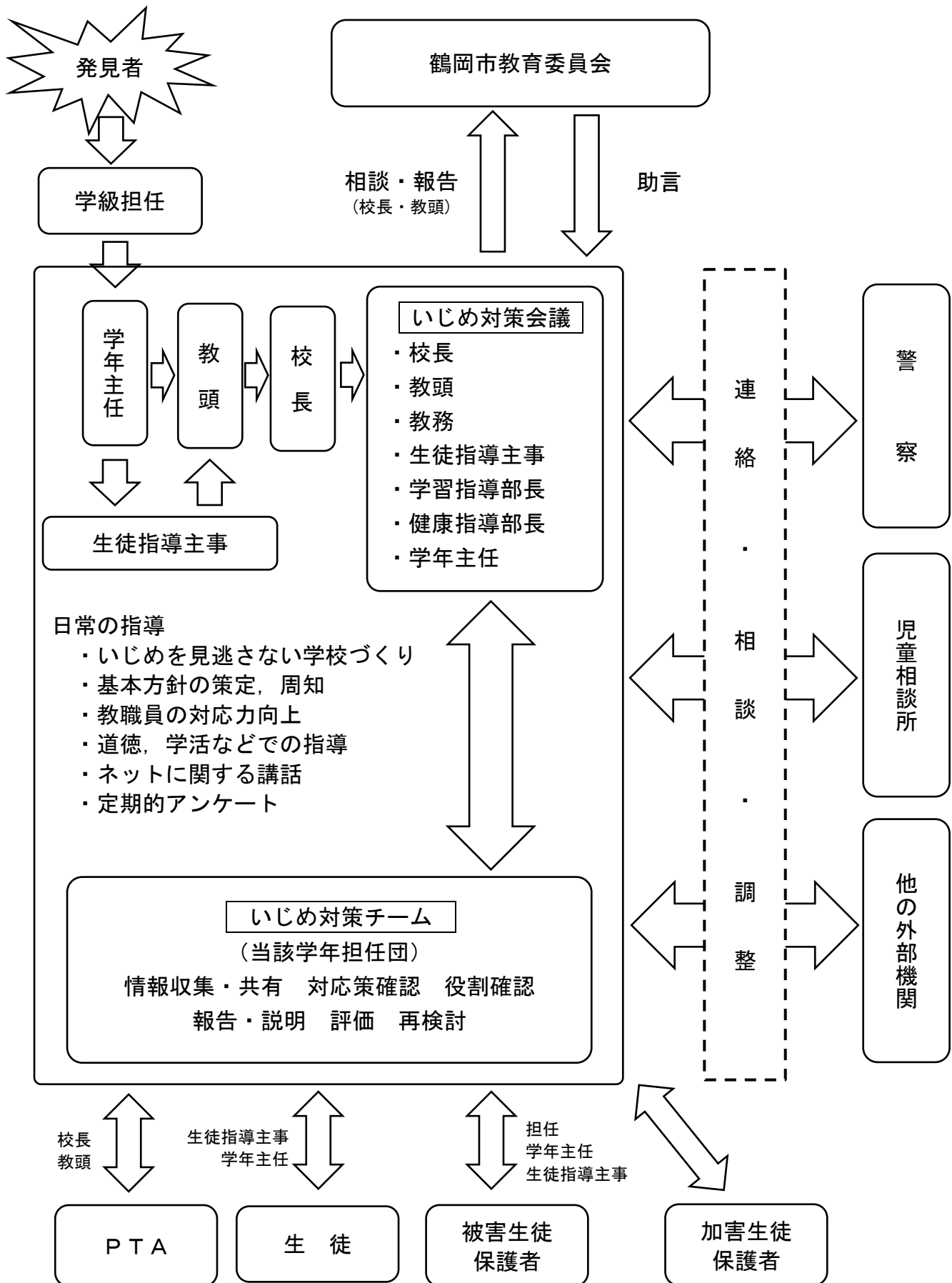
いじめの早期発見・早期対応に向けて、普段からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学習指導部長，健康指導部長，学年主任で構成する。事案発生時には該当担任（部活動顧問），実情に応じて養護教諭，スクールカウンセラー等を加え，個別案件対応のいじめ対策班（主に学年会）を組織する。

③ 連携体制

いじめに対する校内組織および連携体制



(2) いじめの早期発見

① 授業改善に関わる取り組み

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校教育全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取り組み

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意図的に活動を工夫する。

④ 生徒会の取り組み

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守るものの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

⑥ アンケートや教育相談

アンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

⑦ 校内研修の実施

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

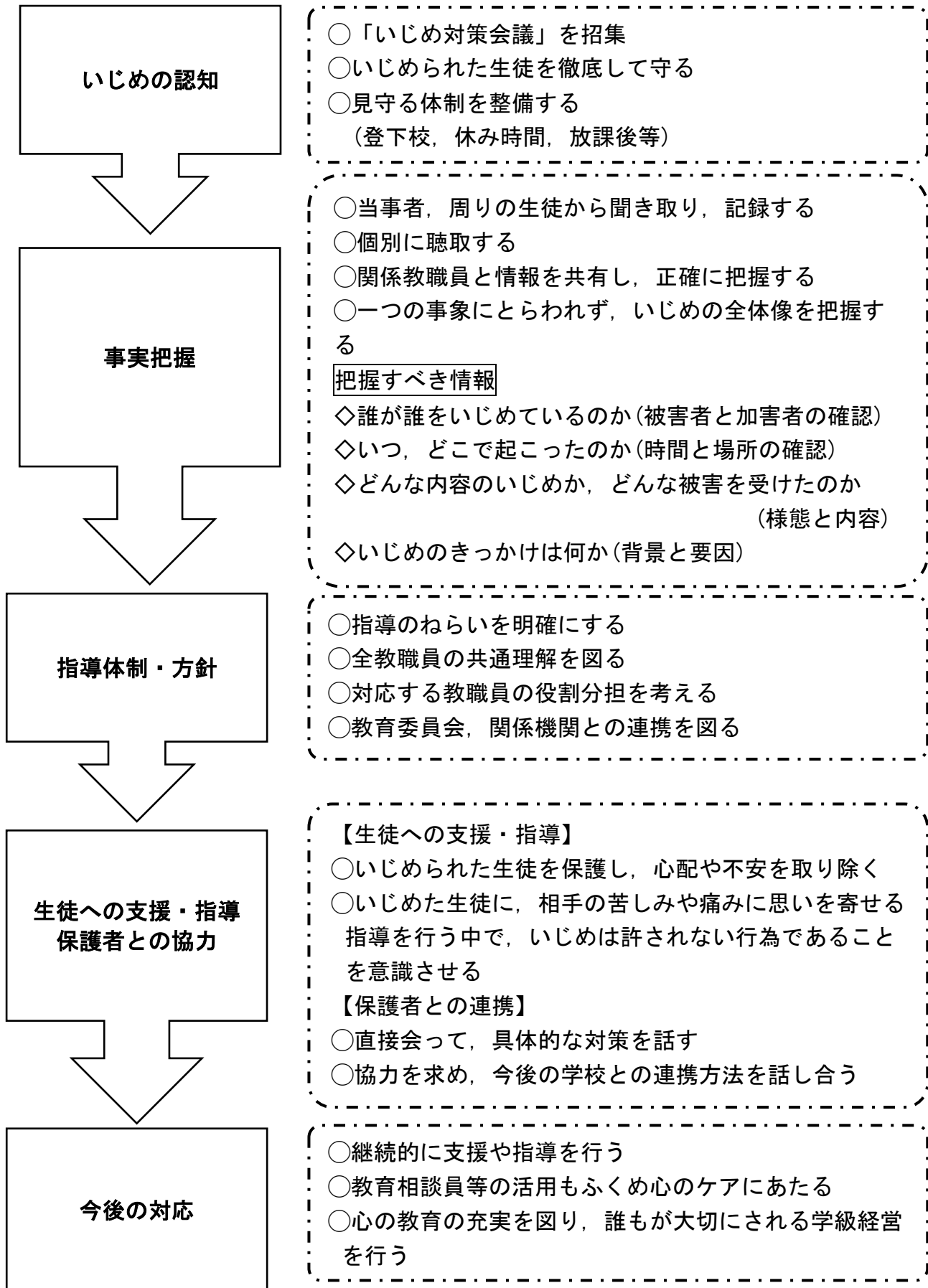
⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その趣旨等について説明する。また、学校のホームページでも公表する。

⑨ いじめ防止プログラム（年間計画）

月	実施内容	月	実施内容
4	いじめの定義を確認(オリエンテーション) 学校いじめ防止基本方針の確認(職員会議) 学校いじめ防止基本方針公表 (HP等)	10	いじめアンケート②(保護者) 教育相談 定例会いじめ対策会議
5	いじめゼロに向けての話し合い(生徒総会) いじめアンケート①(保護者・生徒) 教育相談 定例会いじめ対策会議	11	QU検査 教育相談 定例会いじめ対策会議
6	QU検査 定例会いじめ対策会議	12	定例会いじめ対策会議
7	いじめ防止対策に関わる研修会 定例会いじめ防止対策会議	1	冬休み生活アンケート いじめアンケート③(生徒) いじめ予防活動のふり返り(生徒総会) 定例会いじめ対策会議
8	夏休み生活アンケート 定例会いじめ対策会議	2	定例会いじめ対策会議
9	定例会いじめ対策会議	3	学校いじめ防止基本方針の点検・評価・見直し

(3) いじめ発生時の対応



※個人情報の取り扱いには十分注意する

2 重大事案への対処【いじめ防止対策推進法第 28 条】

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに鶴岡市教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ対策会議が母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、鶴岡市教育委員会の指導のもと調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、鶴岡市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、鶴岡市教育委員会に報告する。

上記の①の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて鶴岡市教育委員会に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための取り組みに関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表、点検、評価

(1) 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、保護者に説明・啓発する。

(2) 毎年度、いじめに関しての分析を行い、これに基づいた対応をとる。

(3) いじめ問題への取り組みに対して鶴岡市連絡協議会および教職員が評価し、その結果を踏まえて改善に取り組む。

2 主な相談窓口の案内

担当機関	名称	電話番号	受付日	受付時間
文部科学省	24 時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	毎日	24 時間受付
山形県 教育委員会	教育相談ダイヤル	023-654-8181	月曜～金曜	9 時～16 時
	いじめ相談ダイヤル	023-654-8383	毎日	24 時間受付
鶴岡市 教育委員会	教育委員会 学校教育課	0235-57-4864	月曜～金曜	8 時 30 分～17 時 15 分
	鶴岡市教育相談センター	023523-9351	月曜～金曜	9 時～16 時
	鶴岡市青少年育成センター	0235-57-2108 0120-028-234	月曜～金曜	9 時～17 時
鶴岡警察署	ヤングテレホンコーナー	0235-23-4970	毎日	24 時間受付
法務局	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月曜～金曜	8 時 30 分～17 時 15 分
その他	庄内児童相談所	0235-22-0790	月曜～金曜	8 時 30 分～17 時 15 分
	チャイルドライン	0120-99-7777	月曜～土曜	16 時～21 時
	山形県弁護士会法律相談センター	023-635-3648	月曜～金曜	9 時 30 分～16 時 30 分 (子どもの相談がしたいと伝えてください)

【参考文献】

「いじめ対策 Q & A」

文部科学省

「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」

文部科学省

「いじめ・暴力を乗り越える」

教育開発研究所

「生徒指導の危機管理」

学事出版

「危機管理の法律常識」

教育開発研究所

「鶴岡市いじめ防止基本方針」

鶴岡市教育委員会

「いじめ対応ハンドブック」

鶴岡市教育委員会